

■女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、職員（特に子育て世代の女性職員）がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 4年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月31日までの3年間

2. 内 容

<目標1>

令和5年4月までに、子が2歳（現在は子が1歳の誕生日の前日までに、保育所への入所を希望しているが入れない場合や、子供を育てる予定だった配偶者が死亡やケガ・病気、離婚によって育児をすることが難しくなった場合に、1歳6ヶ月まで延長可能、さらに同様の理由で最大2歳になるまで延長可能）に達するまで無条件での育児休暇制度の導入を目指します。

（育児・介護休業法の規定を上回る期間、回数等の休業制度の実施。）

【対策】

令和4年7月～令和5年3月

- *社員へのアンケート調査、検討開始します。
- *育児・介護休業規程の改定を行います。
- *社内報などによる職員への周知を行います。

<目標2>

年次有給休暇付与日数に対する取得率75%以上を目指します。

【対策】

令和5年7月～令和7年3月

- *年次有給休暇取得率を調査、取得率が低い職員の原因の分析を行います。
- *連続休暇を取りやすくするため、交代が可能な仕組みを検討します。
- *職員会議等で定期的に周知を行っていきます。
- *取得率の低い職員・職場に対して聞き取りを行い、個別に取得を促していきます。

■女性の活躍に関する情報公表

公表項目	年度	率・割合
① 採用した労働者に占める女性労働者の割合 ・支援職 ・その他の職種 ・パート	令和3年度	64.0% 60.0% 100% 64.3%
② 労働者に占める女性労働者の割合	令和4年4月	61.8%
③ 管理職に占める女性労働者の割合	令和4年4月	28.6%
④ 労働者のひと月当たりの平均残業時間 (労働者全体の平均残業時間を公表します。)	令和3年度	2.59時間
⑤ 雇用管理区分ごとの有給休暇取得率 ・支援職 ・その他の職種 ・パート	令和3年度	67.95% 62.90% 66.22% 72.68%